

# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再支給のご案内

## 1. 再支給対象世帯

- ①自立支援金の初回支給が既に終了した世帯
- ②自立支援金の再支給の申請月に初回支給が終了する世帯

上記①または②のいずれかに該当した上で、以下の2.～5.の要件すべてを満たしている場合

## 2. 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方

## 3. 収入要件（申請日の属する月の世帯収入額の合算額が次の額以下であること）

<16町村の場合>

世帯の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準上限額	107,000円	150,000円	178,000円	213,000円	247,000円

※収入には、給与収入（社会保険料等天引き前の総支給額（交通費除く））のほか、仕送り収入や定期的に支給される失業給付、各種手当、年金等の公的給付も含まれます。

※自営業による事業収入の場合は、経費を差し引いた控除後の額となります。

## 4. 資産要件（申請日における世帯の金融資産の合算額が次の額以下であること）

<16町村の場合>

世帯の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
資産上限額	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円

## 5. 求職活動等要件（①または②のいずれかに該当すること）

- ①ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、以下の求職活動等を行うこと

- ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ・月2回以上、ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
- ・原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

※当面の間、職業相談及び応募・面接は、月1回にそれぞれ緩和しております。

- ②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

## 6. 再支給額等

<再支給額(月額)> 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

<再支給期間> 3か月（再支給期間中に5.の①の要件を満たすことが必要です）

## 7. 申請受付期間 令和3年12月～令和4年12月31日

▶申請窓口や必要書類など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

## 申請窓口

### 勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡に住居登録がある方

- ▶ 申請窓口：徳島県東部保健福祉局〈徳島庁舎〉  
住 所：770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地  
電話番号：088-626-8725

### 那賀郡・海部郡に住居登録がある方

- ▶ 申請窓口：徳島県南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉  
住 所：779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1  
電話番号：0884-74-7363

### 美馬郡・三好郡に住居登録がある方

- ▶ 申請窓口：徳島県西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉  
住 所：778-0002 三好市池田町マチ2415  
電話番号：0883-76-0415

※各窓口では、**郵送でも申請を受け付けております。**

※相談については、徳島県保健福祉部国保・自立支援課（088-621-2166）  
においても対応しております。

## 申請時必要書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書（様式1-4）
- (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書（様式1-5）
- (3) 住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）
- (4) 収入関係書類（世帯員のうち収入がある方についての給与明細書、申請する月の収入が確認できる書類の写し）
- (5) 資産関係書類（世帯員全員の申請日時時点の通帳等の写し※最新まで記帳してください）
- (6) 保護の実施機関の受領印が押印された生活保護申請書の写し（生活保護を申請中の場合）
- (7) 自立支援金を振り込む通帳の口座番号がわかる部分の写し
- (8) 自立支援金（初回）の支給決定通知書、初回の振込状況がわかる通帳の写し

### 備 考

- ・通帳は、web通帳の画面の写しでも構いません。
- ・申請日時時点で「住居確保給付金」を受給中の方は、住居確保給付金の支給決定通知書を添付すれば、(3)、(4)、(5)の提出が不要となりますが、必要に応じて提出を求めることがあります。
- ・再支給の申請窓口が初回支給と同一の申請窓口の場合、(7)、(8)の書類の省略が可能です。必要に応じて提出を求めることがあります。